

小郡市監査委員公表第9号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和6年3月11日

小郡市監査委員 高山 晃
小郡市監査委員 佐々木 益雄

定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、定期監査を小郡市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出します。

記

第1 監査の概要

- 1 実施期間 令和6年2月1日から令和6年2月26日まで
- 2 監査対象 農業委員会事務局
- 3 監査範囲 令和5年4月1日から令和5年12月31日までに執行された財務に関する事務及び一般事務
- 4 着眼点 財務に関する事務及び一般事務が、関係法令に則り、適正かつ効率的に行われているかを主眼とした。
- 5 監査方法 事前に提出を求めた関係書類等に基づいて照合するとともに、関係職員からの説明を聴取し、必要に応じ実査等を行った。

第2 監査の結果

財務に関する事務及び一般事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。

しかしながら、その一部において注意、改善を要する事項が見受けられた。これについては適切な措置を講じるよう要望する。

なお、軽微な事項については、速やかに改善を図り、次回に同様の事項が発生しないよう、監査委員事務局から指導した。

1 監査委員指摘事項（改善が必要であると認められるもの）

(1) ソフトライセンス料の契約及び支払事務について適正な事務処理を求めるもの

農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業により導入したタブレット端末に係るMDM（モバイルデバイス管理）の契約について、以下の点が見られた。

ア 契約締結について

利用期間の始期は令和5年4月1日となっているが、令和5年4月28日に契約締結していた。

地方自治法第234条第5項の規定により、契約書に記名押印しなければ、契約は確定しない。適正な時期に契約締結を行われたい。

イ 支出負担行為として整理する時期について

契約締結時に支出負担行為をしておらず、支出負担行為兼支出命令書により支出していた。

使用料及び賃借料で契約を締結する場合の「支出負担行為として整理する時期」は「契約締結をするとき」であり、支出負担行為兼支出命令書による支出処理はできない。適正な事務処理を行われたい。

ウ 支払遅延について

事務の失念により、契約で定められた期限までに代金を支払っていないかった。

予算執行者は、当該支出に係る支出命令書を当該支払期日の7日前までに会計管理者に送付しなければならない。定められた支払期限を過ぎないように事務処理を行われたい。

2 事務局指導事項（監査委員指摘事項に至らない軽微な事項）

(1) 文書事務（1件）

- ・文書管理が適正でないもの

(2) 調定事務（1件）

- ・調定の時期が適正でないもの

(3) 旅費支出事務（1件）

- ・出張命令及び出張復命が適正でないもの

(4) 契約事務（3件）

- ・契約締結の時期が適正でないもの
- ・物品役務の契約に係る必要書類が提出されていないもの
- ・個人情報を取扱う業務委託手続が適正でないもの

(5) 予算事務（1件）

- ・財政課長の合議がないもの

監査委員指摘事項、事務局指導事項については、以上のとおりである。監査委員指摘事項について必要な措置を講じたときは、その旨通知されたい。

今後とも事務の執行等にあたっては、関係法令等を遵守し、適正な執行に努められたい。